

日時 令和4年8月26日(金)
13時00分～
場所 本庁舎4階 庁議室

第1回 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

次 第

- 1 委員会設置の趣旨について
- 2 今後の取り組みについて
- 3 その他

- 資料1 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置について
資料2 事件発覚後の経過及び区の対応
資料3 想定される課題

江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置について

1 設置の目的

本区発注の業務委託契約に関する秘密事項を漏らすよう区職員に働きかけたとして、区議会議員があっせん収賄容疑により逮捕・起訴されたことを受け、二度とこのような事件を起こさないよう、課題の抽出と具体的な再発防止策を検討するため。

2 事件の概要

区議会議員が事業者から本区が令和4年3月に入札を行った区施設の清掃業務委託契約の指名業者数及び指名業者名を区職員から聞き出すよう請託を受け、区職員に申し入れをして職務上不正な行為をさせるようにあっせんし、現金30万円の賄賂を収受した容疑により、令和4年7月30日に逮捕、同年8月19日に起訴された。

3 委員会について

(1) 検討体制

委員長を押田副区長・副委員長を大塚副区長及び本多教育長とし、関係する部課の管理職を委員として、再発防止に向けた課題の抽出と解決策の検討を行う。

また、検討結果について、外部有識者（弁護士・公認会計士等）への意見聴取を行うものとする。

(2) 検討課題

- ①業務委託契約に関すること
- ②職員の倫理向上に関すること
- ③議員等利害関係者との関わり方に関すること

(3) スケジュール（予定）

業務委託契約に関するもののうち、事件に直接関係する清掃及び管理業務委託等については、令和5年度の準備契約事務が始まる令和4年12月下旬までに、見直しを行うものとする。

契約に関するその他の課題や、職員の倫理向上及び議員等利害関係者との関わり方に関することについても、早期に解決策を検討していく。

事件発覚後の経過及び区への対応

令和4年

7月30日 区議会議員があっせん収賄、株式会社アクト代表取締役が贈賄の容疑で逮捕

〃 警視庁捜査第二課による関係部署の家宅捜索・資料押収

8月1日 株式会社アクトを指名停止（終期末定）

8月19日 区議会議員があっせん収賄、株式会社アクト代表取締役が贈賄の容疑で起訴

8月22日 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置

8月26日 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第1回）

想定される課題

- 1 業務委託契約（準備契約）に関すること（所管課：経理課）
 - ・ 入札方式（現行：指名競争入札）
 - ・ 指名業者の選定方法
 - ・ 予定価格・最低制限価格の公表のあり方
 - ・ 見積書の徴取方法
 - ・ 関係書類やデータの保管方法
 - ・ 疑わしい入札があった場合の対応

- 2 職員の倫理向上に関すること（所管課：職員課・経理課）
 - ・ コンプライアンス研修、不当要求等対応研修の拡充
 - ・ 倫理規程の制定
 - ・ 契約制度研修の見直し

- 3 議員等利害関係者との関わり方に関すること（所管課：総務課・職員課）
 - ・ 要望・申出等の記録及び公表する仕組みの構築
 - ・ 職員が相談しやすい仕組みの構築
 - ・ 議員等利害関係者への対応基準の作成